

今の時期、営業年度が終了し、これから定時株主総会の開催準備をする会社も多いことと思います。そこで今回は、株主総会で決議した内容の中で、定款の変更・変更登記が必要なりストを作りました。これから株主総会を行うにあたり、追加議事すべき事項等ないか、ご参考にしてみてください。

1. 定時株主総会とは

申請営業年度終了後、3ヶ月以内に定時株主総会を開かないといけません。議案は、決算報告書の承認・取締役及び監査役任期満了による改選・役員報酬改定・監査役報酬改定の4つとなります。

2. 株式会社登記事項一覧表

下記項目に変更があった場合には登記の変更が必要となります。

商号				
本店所在地				
目的	1. 2.			
株式の譲渡制限	株主総会の承認(取締役会非設置会社) 代表取締役(取締役会非設置会社) 取締役会(取締役会設置会社)			
取締役会	取締役会制度を採用しない(取締役1名~) 取締役会制度を採用する(取締役3名~)			
監査役	監査役をおく 監査役をおかない(取締役会制度採用すると監査役をおく必要有)			
役員任期	・取締役の任期は[]年とする ・監査役の任期は[]年とする(監査役をおく場合のみ)			
変更予定役員	取締役	氏名(1)	氏名(2)	氏名(3)
		氏名(4)	氏名(5)	氏名(6)
	監査役	氏名(1)	氏名(2) 監査役をおく場合のみ	
	代表取締役	氏名	住所	
増資の額	資本金	円	公告方法	
発行可能株式総数	株			
株券発行・不発行	株券不発行会社とする 株券を発行する会社とする			
支店	新設 廃止			